

キタムラグループ各社 キタムラ健康保険組合 コラボヘルス推進のお知らせ

事業目的および内容

従業員の疾病予防を目的に下記【1】【2】の事業を実施します。

【1】 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導

共同利用するデータ ⇒ 健診結果データ

事業主と健保組合が共同で実施する定期健診、生活習慣病予防健診、人間ドックの検査項目及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

【2】 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ ⇒ 生活習慣病などの発症リスクが高い方の未受診情報

(例) 血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等

※病歴等の情報は含まれません

- ①治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、文書による受診勧奨を実施します。
- ②一定期間後も受診状況の確認ができない場合は、再度受診勧奨を行います。
- ③未受診の方は、健保から会社へ報告します。
会社は、上長を通じて受診の促進をサポートします。

共同利用する者の範囲

【事業所】 ■ 人事総務部 人事担当・産業医

■ 所属上長

※所属上長には、報告の督促のみ通知します(健診情報の共有はしません)

(責任者)人事総務部長

【健保組合】 ■ 役職員

(責任者)常務理事 TEL:088-804-3038

<コラボヘルス推進の背景>

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業主と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、お知らせいたします。

(参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、人事総務部もしくは健保組合にお申し出ください。

健康診断及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

キタムラ健康保険組合（以下「組合」）と株式会社〇〇〇〇（以下「事業所」）は、「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する生活習慣病予防健診・人間ドック事業と「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診断、健康指導の共同推進を目的に、以下の通り覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者（従業者）の健康の保持・増進のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、「組合」及び「事業所」は共同で実施する事項について以下の通り定め、各々の事業を推進する。

- （1）健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- （2）高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3. 留意事項

利用目的を健康の保持・増進のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」及び「事業所」は各々実施する健康診断の結果を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。
なお、提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

「組合」及び「事業所」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

「組合」及び「事業所」は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。
本覚書は平成30年5月1日より有効とする。

平成30年4月20日

キタムラ健康保険組合
理事長



株式会社〇〇〇〇
代表取締役

